

令和3年8月4日

保険医療機関

保険薬局

柔道整復師、鍼・灸・マッサージ師

訪問看護ステーション

御中

神奈川県国民健康保険団体連合会

令和3年10月以降「郵便法改正に伴うサービスの見直し」に伴う
診療報酬請求書等の請求について（土曜日、日曜日、祝日の配達休止）

本会の事業運営につきましては、平素より格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年4月1日に日本郵便株式会社から発出された「郵便法改正に伴うサービスの見直し」により、令和3年10月から土日祝日の普通扱いとする郵便物およびゆうメール等の配達が休止となります。（詳細については、日本郵便株式会社のホームページにてご確認ください。）

つきましては、本会宛の各種請求物を普通扱いとする郵便物等で送付される場合、請求締切日（毎月10日）に間に合わないなどの影響が予想されますので、次の対応策等により、本会への請求が請求締切日（毎月10日）までに必着するようにご対応をお願いいたします。

1. 早期提出について

普通扱いとする郵便物等（※1）で請求書等を送付する場合で、かつ、10日が土日祝日にあたる場合については、直前の平日までに連合会へ到着するよう発送してください。

（特定健康診査・特定保健指導のデータ及び新型コロナワクチン接種等請求書の提出については従来どおりです。）

なお、配達に要する日数については、郵便種別、配達地域、差出し時間が影響することなので、日本郵便株式会社のホームページ等にてご確認ください。

（※1）普通扱いとする郵便物等の例

- ①郵便物・ゆうメール（オプションサービスを付加しないもの）
- ②スマートレター
- ③特定記録

上記については、日本郵便株式会社のホームページにて確認したものになります。

<https://www.post.japanpost.jp/2021revision/index.html>

2. 郵送サービスについて

令和3年10月以降も引き続き土日祝日の配達を実施する郵送サービス（※2）がございますので、普通扱いとする郵便物等からの郵送サービスの変更をご検討ください。

（※2）令和3年10月以降も引き続き土日祝日も配達する郵送サービスの例

- ①速達
- ②簡易書留
- ③レターパック（プラス・ライト）など

上記については、日本郵便株式会社のホームページにて確認したのになります。

<https://www.post.japanpost.jp/2021revision/index.html>

事務担当

- 保険医療機関(医科)
審査部審査第二課 045-329-3422
- 保険医療機関(歯科)
審査部審査第三課歯科係 045-329-3431
- 保険薬局
審査部審査第三課調剤係 045-329-3437
- 柔道整復師、訪問看護ステーション
審査部審査第四課柔整係 045-329-3430
- 鍼・灸・マッサージ師
審査部審査第四課療養費係 045-329-3433